「長岡京市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案)」に対する意見募集の結果及び修正について

■１、意見募集期間

令和７年１０月１日（水）～１０月３１日（金）まで

■２、意見提出数

３名（５件）

■３、意見の内容とこれに対する市の考え方

| 意見の該当箇所 | 意見の内容 | 件数 | 市の考え方 |
|---|---|---|---|
| 第18条余裕活用型乳児等通園支援事業について | 定員余裕分を活用する。とのことだが、実際、短時間、利用日数も厳しく制限されているので、通園させてもこの制度では、園にずっと子どもが泣いている、いう事例が多く出ると思う。その結果ずっと泣いている子どもがいると在園児にも悪い影響が出たり、(自分もつられて不安になって泣く、など)すると思うので、在園児と子ども誰でも通園の子どもを違う部屋に分ける方が良いと思う（例えば一時保育の子と、子ども誰でも通園制度と子どもを同じ部屋で過させる、など） | １件 | 余裕活用型については、利用定員が満たない見通しがある場合に、利用定員を超えない範囲で対象児童の受入が出来るものです。<br>この場合、別室にすることで、保育士の不足が生じる可能性があることから、余裕活用型は基本的に各クラスの保育者による受入となります。<br>また、一般型であればご意見頂いている通り、一時預かり事業との一体運用も可能になります。<br>本市においても各実施事業者に丁寧に説明を行い、対象児童や保護者が不安なく事業利用頂けるようにいたします。 |
| 第20条職員の配置基準について | 職員の配置基準を変えるべきだと思う。なぜなら、短時間、月に数回しか利用しない子を保育するのは、在園児に比べ、園にいつまでも慣れられないため、かんしゃくが凄く、ずーっと泣いていて、すごく手が取られ、大変なので、乳児は３人に２人、幼児は６人に２人にするべきだと思う。現状では配置基準が厳しすぎて、混乱と、事故を現場に招くことになると思う。改善のご検討をよろしくお願いします。 | １件 | 国の職員配置基準は、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和 6 年 12 月 26 日）等を踏まえて設定されたものであり、事業の実施に当たって不十分なものではなく、かつ市町村が従うべき基準ともなっておりますので、上乗せは考えていません。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第20条3・・・次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 | 親と離れて慣れない初めての場所で過ごす乳児の多くは、泣いたり、かたまったり、他の子たちのかかわりを極端に拒否したりと、不安で不安定な時間を過ごすことになる。月に数回だけ保育を利用する子どもにとっては、毎回が初めてで不安な場である。そうした子どもたちを保育する場合には、高い専門性が求められる。従事する職員に保育資格がないとか、専任の職員がいない場合は、通常の保育の担当者が兼任するなどは、通園事業の子どもにも、在園児にも、量質の保育が保障されないし、事故などのリスクを高める。資格のない人や兼任でもできるといった認識でこの事業をやるべきではない。 | 1件 | 国の職員配置基準は、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日）等を踏まえて設定されたものであり、事業の実施に当たって不十分なものではなく、かつ市町村が従うべき基準ともなっておりますので、上乗せは考えていません。 |
| | 2歳未満のすべての子どもに社会的保育の機会を広げるなら、通常の保育とは別の部屋で、従来の一時保育事業のように、保育資格をもった職員を配置して通園支援をおこなうべき。国が抜本的に予算を確保して安定した事業にするべき。 | 1件 | 乳児等通園支援事業の職員配置基準については、一時預かり事業と同様となっております。<br>部屋の設定ついては、本条例の設備基準を満たした上で、乳児等通園支援事業所の状況に応じて設定するため、上乗せ基準は考えていません。 |
| 第20条職員の配置基準について | 保育所は、長い時間をかけて子ども同士や子どもと保育士が人間関係を築き社会性を身につけていくところである。しかしだれでも通園は月１０日までという少ない登園で、突然の受け入れもあるため、子どもは環境に慣れることすら困難である。もし一般入所の子どもとだれでも通園の子どもが一緒に過ごすとなれば、保育士はだれでも通園の子どもにかかりきりになり、一般入所の子どもへの対応が不十分にならざるを得ない。年間を通じて発達段階に応じた支援を一つ一つ積み上げていくことがたびたび中断されることにもなりうる。<br><br>それを避けるために、「一体的に運営されている場合で保育所等の保育士に支援を受けることができるとき」の専従職員配置の緩和は行わないべきであ | 1件 | 国の職員配置基準は、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日）等を踏まえて設定されたものであり、事業の実施に当たって不十分なものではなく、かつ市町村が従うべき基準ともなっておりますので、上乗せは考えていません。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | る。あくまで、一般・通年の保育とだれでも通園とはそれぞれ独立して行い、それぞれに十分な保育者の配置を行うべきである。<br><br>だれでも通園の従事者についても、「半数以上が保育士」という基準となっているが、保育計画をもって行わなければならないのは同じであり、子どもは慣れることすら困難であることからも、基本的に保育士によって行われることが必要であると考える。また、国の基準よりも踏み込んだ配置基準を求める。 | | |